

平成29年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成29年3月9日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	平成29年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 2 号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成29年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成29年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成29年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	議案第12号	大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例 の制定について	(原案可決)
第14	議案第14号	大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第15	議案第15号	大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正 について	(原案可決)
第16	議案第16号	大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条 例の一部改正について	(原案可決)
第17	議案第18号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	総務文教 (原案可決)
第18	議案第19号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第19	議案第25号	指定金融機関の指定更新について	(原案可決)
第20	議案第28号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第21	議案第31号	平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	(原案可決)
第22	議案第26号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者 の選定について	総務文教 (原案可決)
第23	議案第13号	大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について	(原案可決)
第24	議案第17号	大竹市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条	生活環境 (原案可決)

	例の一部改正について	
第25	議案第20号 大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第26	議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第27	議案第22号 大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について	(原案可決)
第28	議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第24号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第30	議案第27号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	(原案可決)
第31	議案第29号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	(原案可決)
第32	議案第30号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	(原案可決)
第33	議案第32号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	(原案可決)
第34	議案第33号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第35	議案第34号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第36	平成29年請願第1号 市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止を求める請願	生活環境 (不採択)

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付議)
- 日程第13 議案第12号から日程第21 議案第31号(報告・表決)
- 日程第22 議案第26号(報告・表決)
- 日程第23 議案第13号から日程第35 議案第34号(報告・表決)
- 日程第36 平成29年請願第1号(報告・表決)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井 涉	8番	網谷芳孝
9番	藤井 馨	10番	山崎年一
11番	日域 究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
福祉課長
社会健康課長
監理課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
生涯学習課長

入山欣郎
太田勲男
大石泰修
政岡浩
青森和成
米中伸泰
坪浦安希雄
平田靖
西岡和範
吉岡尚美
三原英也
中川しのぶ
金子等
野島晶則
香川繁喜
北林光弘
野崎哲也
橋村哲也

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

福重邦彦
加藤豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、賀屋幸治議員、4番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案 第1号 平成29年度大竹市一般会計予算

議案 第2号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案 第3号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案 第4号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案 第5号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案 第6号 平成29年度大竹市土地造成特別会計予算

議案 第7号 平成29年度大竹市介護保険特別会計予算

議案 第8号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案 第9号 平成29年度大竹市水道事業会計予算

議案 第10号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案 第11号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成29年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月8日の議事を継続いたします。一般質問及び総括質疑を行います。

13番、寺岡公章議員。

〔13番 寺岡公章議員 登壇〕

○13番（寺岡公章） 13番、大竹新公会の寺岡でございます。

このたびは、平成29年度当初予算案の総括質疑と言う意味合いから、予算概要にある基本的方向と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、この基本目標の両方に挙げておられる、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、この部分を伺ってまいります。

先の議員全員協議会、また定例会初日の本会議冒頭市長に御挨拶をいただきました。その説明の中から、「継続していく」、「先送りしない」、「中長期安定した」、「将来の開発」など時を考えさせる多くの文言に気がつきました。分野を問わず、そのほとんどが

現在から未来にかけてを指し、大竹市行政が前を向いて市政に向き合っている、その姿が見え、今の時点では好感を持っているところでございます。

個別の事業で、一議員として目についたものは、まず晴海臨海公園への遊具設置。これは過去まちづくり対策特別委員会として議会内でも晴海臨海公園の青写真作成を意見を出しあってつくったものでございますが、当時の執行部、担当部署の調査活動の御苦労、こちらにもまた思い出されます。それから、中学校の英語力向上事業については、次の学習指導要領からすでに小学校でふれている外国語、これが具体的に英語として教科に加わることを受け、早いうちから市内の小学生にも英検を目標としたよい目標ができ、今までよりも広い世代の英語学習の啓発につながるとこのように期待しております。そのほか、子育て短期支援事業は、市内保護者のニーズを反映したものでしょうし、大竹駅周辺整備事業については、少しずつでも継続していく姿に安心する市民も多くいらっしゃることでしょう。いずれも過去から現在の時流の中で検討され、時局と時期、時運を待ったものがこの平成29年度の時点で形になろうとしています。そして、将来ふり返ったときにそういう時代であったのだらうと評価されるのではないかと思います。

さて、予算に対する個別の感想はこの程度にし、予算委員会に委ねるといたしまして、総括質疑として、このたびのテーマ、結婚・出産・子育てを考えてみます。

結婚・出産、そして子育て。一つ一つが人生の大きなステージであって、市でもそれぞれに関する政策をうってこられたのは、これまであらゆる場面で御説明をいただいているところでございます。気になるのは少なくとも結婚や出産、人生の大きなステージではあってもイベントとしての一発花火ではないということです。結婚をすればそれは家庭を築き共同生活を営む努力のスタートですし、子供を授かれば同時に子育ての責任を果たすことが求められます。夢や希望とともに、生活を送るうえで多くの現実があるのは確かです。結婚や出産に対する不安をかきたてるつもりは毛頭ありません。逆に、不安払しょくの一助になればという意図で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

ただ気づきとして、これら結婚から出産、子育ての各事業を議会に説明、市民に情報提供される場合、現在の組織上、事業を展開される担当部署からそれぞれ説明せざるを得ない状況になっています。一連の政策・施策について、実際には執行部三役の指示と各部長さんの横の連携のもと、企画財政課が中心となって取りまとめを進めておられるのでしょう。個別の役割としての担当部署が変わらざるを得ないとしても何とか結婚から出産・子育てにいたる連続性についてもう少し強くアピールしていただけないものかと感じています。この時代だと親が決めてきた結婚というのは稀有なケースかと思ひます。リアルでもバーチャルでも、まずは男女本人同士が出会わなければ結婚はないでしょう。総合戦略では出会いの場の創出には生涯学習課の勤労青少年ホームが挙げられています。次のステップ、出会いから結婚、これは本人たち次第。今後の人生において実はここがかなり重要なのでしょうけども、なかなか行政がかかわれる出番がないので、このたびの質問ではおひておきます。結婚から妊娠にいたる婚活の相談、支援は県レベルでは行われているようです。妊娠から出産までは保健師さんの活躍や基金の創設など議会でも比較的議論されているほうだと思ひます。そして、出産から子育て期、乳幼児期のうちは社会健康課と福祉課

が中心となって養育のケアをしながら、家庭教育という部分は生涯学習課がなっています。幼稚園や小学生、この時期になると、総務学事課また教育現場に過大な期待が寄せられているのが現状でしょう。全て上げることはできませんが、めまぐるしく担当部署が変わっていています。子供の成長と生活を支える親のほうに目を向けてみても、親はいわゆる子育ての責任を全うしながら、あらゆるライフスタイルにおいて結局全ての課と直接的・間接的にかかわっています。ずいぶん前のことですが、子育てとは何歳までを指すのか。こういった質問をこの議場でさせていただきました。お答えは児童福祉法を根拠にすると、18歳までだと考えられる。このようにお答えをいただきました。

そのほか、2016年の国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査によりますと、配偶者との出会いは平均年齢男性26歳、女性24歳。2015年の厚生労働省人口動態調査によりますと、結婚年齢の平均年齢は男性31歳、女性29歳。なお、初産の平均は30歳とのことです。最後に、2015年の平均寿命は、男性81歳、女性87歳。数値は全て概数でございます。少し強引かもしれませんが、大まかな傾向をみるため、これらの数値、世代間の社会背景については考察から外しまして、同じ時間軸にあてはめてみました。人が生まれてから育てられ、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、これらの当事者である期間は41年間ということになり、男性では人生の半分以上を超えております。第2子、第3子を授かった場合、女性の人生の半分をも超えていくという結果でした。孫育てまで考えますと、これは一生のことになります。学者でもなんでもない私がただ単に数字をならべて出したものですので、理論的に脆弱であることは自分で認めます。なにせよ、人を産み、育てることはまさに人生をかけた大事業であることは十分に伝わるのではないかと思います。そして、この育てられ、出会い、結婚、妊娠、出産、子を育てる。このサイクルは制度としての結婚はともかく、人類がつづく限り繰り返されます。私が偉そうに述べるまでもなく、あたりまえすぎる営みでございます。

今私たちの時代で行っている子供たちを養育し、教育する姿勢と取り組みは未来永劫に影響を残していきます。日常業務の中で、市民のあらゆるライフスタイルと向き合っておられる行政職の皆さんですので、今さら私などに言われるまでもなくお考えいただいでいることでしょう。日々、事務のルーチンに追われているときでも考え方の一つとして根本部分にぜひ置いておいていただきたい事実だと思われま。

話が少々哲学的になりそうですので、今回の質問のテーマの部分、結婚・出産・子育ての部分のサイクルに話を戻します。一自治体が滑らかな連続性を実現させるために、具体的にできることは何かないか。そこでこれについて子育ての当事者が当事者として意識し、以降のステージに対して今以上に鮮明なイメージを持てるよう計らうことはできないものではないでしょうか。それができれば、当事者は連続して起こるステージでの課題にふれることができ、準備や心構えをする時間的余裕、すなわち安心につながるのではないかと考えます。これは人ひとりの人生のビジョンを思い描くうえでも役に立つものだと考えます。過去、大家族や地域の強いつながりがあたりまえだったころ、それぞれの場面で完結できていた時代であったと聞いております。もしくは、その時代は児童福祉や子育て支援の施策がまだまだ不完全で、自分たちで何とかするしかなかった。そのころと異なる社会構造である

今、地域力や家庭力の再生を果たすことも目指しながら、教育目標や目指す子供像に向けた学校教育機関だけでない、子育て・子育て期間で一貫した積極的アプローチを行政に求めたいと思います。

つきましては、まずは現時点での結婚から出産、子育てのプロセスについて、現在の市の施策をどのように捉えれば、本市の教育目標である「笑顔、元気、かがやく大竹っ子」の育成や目指す子供像である「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」を育成することにつながっていくのか。それをメカニズムとして、どう理解できるのかを確認いたします。また、より詳細な市民生活や子供が育つ環境を読みとって、今後の子育て支援策の精度を高めるために結婚を考察するうえでは、各数値をもとにした50歳時点で結婚したことのない人の割合を算出した生涯未婚率と合わせて、結婚持続期間別や年齢別の離婚率を、また出産・子育てを考察するうえでは、一人の女性が一生に産む子供の平均数である合計特殊出生率に限らず、結婚した夫婦が最終的に産んだ子供の数である完結出生児数をそれぞれ加味することも有効なのではないかと考えます。それらについてどう思われるかを伺いたいと思います。

登壇しての質問は以上でございます。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） これまでずっと子供たち、青少年を温かく見守ってこられました議員の活動に根ざした御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」についての御質問にお答えいたします。後ほど、教育長からも答弁があります。

平成27年度に策定しました大竹市人口ビジョンでは、高齢社会の進行や出生数の減少、若い世代の流出などの人口減少問題について、客観的なデータ分析に基づき、課題を洗い出し、今後目指すべき将来の方向性として、3つの基本目標を掲げております。この3つの基本目標を実現させるため、平成31年度までに実施しようとする施策や事業、またそれらの成果をはかる指標を「大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示しております。

御質問の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」は、3つの基本目標の1つでございます。ライフサイクルの転換期において、居住する場所として本市を選択してもらえるような取り組みを柱として、特に安心して子供を産み、育てられる大竹市を目指して、子育て支援の充実に取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、子育て支援施策については部局を横断して事業を展開しているため、内部では連携していますが、市民の皆様からすると、事業ごとに窓口が異なり、わかりにくい面や御不便をおかけしていることもあるかもしれません。本市では、平成17年度、平成18年度に子供の支援に係る事務のワンストップサービスのため、縦割りを横割り組織にすることを柱にこども課を設置しておりましたが、一長一短があり、結果として子育て支援については単一部署を中心に対応するより専門性を持つそれぞれの課が連携していくほうがよいとの結論から現在の組織にいたっております。しかし、今般の動向として、国においては、妊娠期から子育てまでの切れ目ない子育て支援の拠点、いわゆる今話

題の日本版ネウボラを平成32年度までに全国展開することを目指しております。国の動向に注視しながら、本市においても具体的にどのような方向性で進めていくのかを検討していく必要があると考えております。また、結婚から出産、子育てにいたる直接的な施策に加え、基本目標の要素を含む事業、例えば、産業振興課の大竹市商業者連携チャレンジ事業や、都市計画課の晴海臨海公園整備事業など別の主目的を有する事業でありながら、出会い・結婚・子育て支援につながっているものもあります。このようにそれぞれの部局が3つの基本目標を念頭に置き、複合的な効果をもたらす施策や事業を考えたり工夫したりすることも大切な視点であると考えております。

最後に、子育て支援施策の精度を高める仕様を加えることについてでございます。総合戦略に掲載しております基本目標、施策、個別事業それぞれには成果を検証するための評価指数を設けており、進捗状況や達成状況を検証し、必要な見直しや改善を行っております。評価指標は結果を把握しやすく、成果を適切に評価できる指標が最良なのですが、市単位では公表されないデータや本市の取り組みをダイレクトに評価できないものもあり、適正な指標の設定には大変苦労したところでございます。こうしたこともあり、毎年実施する検証の中で、よりよい評価指標があれば見直しや新たに追加することも必要な作業であると思います。総合戦略の理念の一つである検証作業を繰り返し、事業内容をよりよいものへと改善させながら、基本目標を達成し、よいまちの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。

それでは、寺岡議員の質問についてお答えいたします。

若い世代の結婚・出産・子育てにつきましては、教育の観点から申しますと、乳幼児期から少年期・青年期への連続した子育てや教育活動が極めて大切であると考えております。

まず、乳幼児期の子育て支援として、乳幼児・保護者を対象とした各種講座など親子の学びや集いの場の充実を図り、子育てに関するストレスや悩みなどの不安の解消に努めています。こうした支援は、同じ課題を持つ親同士の結びつきを強め、親としてのスキルの向上につながり、子育てに自信と喜びを持つことになるものと考えております。

次に、少年期、すなわち小・中学校におきましては、家庭科などの学習において、家事や育児など男女に関係なく実践できる力を養い、理科や保健の時間においても男女の違いや生命のとうとさ等を学んでいるところでございます。また、集団生活を通して仲間の大切さを知るとともに男女それぞれの良さを知り、相手の立場にたって考える、また行動する力を育てているところでございます。

さらに、青少年の健全育成をねらいとするジュニアリーダー育成事業におきましては、共同作業や人との交流を通して相手を互いに尊重しあい、一つの物事をなし遂げることの大切さ等を学ぶとともに自主性、忍耐力など未来をたくましく生きぬく力を培っております。

結婚する若者が減り、出産してからも子育てに悩む親がふえる中で、どこまで教育行政として支援できるかわかりませんが、一人でも多くの子供や親を支えられるように学校教育・家庭教育・社会教育のさらなる充実を図り、「笑顔・元気・かがやく大竹っ子」、「自分の力で人生を生き抜くたくましい大竹っ子」を育成してまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） まず、一回目の御答弁をありがとうございました。個人的な思いだけでいきますと、合計特殊出生率、この指標そのものに私は強い関心をいただいているわけではありません。強いて言えば、この指標は単市レベル、自治体レベルではなく、全世界トータルの人口を考えた場合にその意味を見出せるかというふうに個人的には受けとめております。

そういったことも含めまして、指標の考え方について、平成29年度からすぐにと要求しているわけではありません。総合戦略のほうでは毎年検証もしてくださるということで説明もいただいておりますし、市長もいろいろと考えていきたいというふうな御答弁を先ほどいただきましたが、第6次総合計画の準備を始めるまでゆっくりと待っているほど潤沢な時間があるとは私自身は受けとめていません。そろそろ準備のほうも視野に入れていくべきかなというふうに思っております。そういった次の計画、施策のほうにつなげるための現状分析、ぜひ今のうちからあらゆる指標を探っておいていただきたいなというふうに思います。市長さんもそのようにお答えいただきましたので、期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それから教育長お答えいただきました部分、教育目標である「笑顔・元気・かがやく大竹っ子」の育成、それから目指す子供像の「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」、これらは学校教育の目標であり、これは私も前提で理解しております。そういった将来像ではあるんですけども、学校だけでなんとかできるものではないなというふうに素人ながら考えさせていただきます。

また、次の段階で、これらの目標、子供像ということを達成できたと、すてきな笑顔で、元気いっぱい輝きながら人生を生き抜く子、そういった子が今度は別の視点の「大竹を愛する大人」、これに成長してもらわなければいけないわけですね、今の計画では。とにかくさまざまな角度からの働きかけが必要になってくるというふうに思います。ですので、ほかの行政部署との情報交換・意見交換というものは今以上に強めていかなければならない。そして目標に近づけるよう努力をいただければならないと思います。

先ほど、登壇しての質問からの御答弁、一応流れは御説明いただいたのですが、もう少し具体的な御答弁をいただけないかなというふうに受けとめました。すぐにお答えできるかどうかわからないんですけども、最近の教育行政の中で、今後の自治体の取り組みの参考になる指針、それから私たち大竹が参考とすべき先進的な取り組みが完成しているほかの市区町村などチェックしているものはないでしょうか。それがあれば御紹介をいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（児玉朋也） 野崎総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） 先進的な取り組みという点で御質問いただきましたけれども、今広島県のほうが推進しているプランのほうの御紹介をさせていただきたいと思えます。このプランにつきましては、「遊び 学び 育つひろしまっ子！推進プラン」というプランでございまして、乳幼児期からの教育・保育、そして子育て支援を進めようと考えているプランでございまして、県におきましても、乳幼児期の育ちや子育て等に課題を感じており、乳幼児期の教育・保育の質の向上。こういったところを図ろうと考えております。具体的には、子供の育ちにつながる幼保小連携や、親子の学びの場、集いの場の充実に向けた取組などを行おうとしております。

このあたりは、大竹市におきましても、これまでも取り組んでいるところでございますが、県としましてはこのあたり、さらに内容の充実ということで進めようとしているものでございます。

これまでも大竹市におきまして、福祉課、生涯学習課、総務学事課など関係の部署で連携を深めているところでございますが、こういった県の指針に沿いまして、今後も各部署がしっかりと連携を図り、子育ての充実を図ってまいろうというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。ただいまの課長さんからの御紹介は、今までも大竹市の中で、いろいろな御苦勞をされながら行ってきたこと、これを恐らく県が後押しをしてくれるのかなと、考え方について。そういうふうな印象を持ちました。いろいろ予算だてなど、まだ詳しいことなどはわかりませんが、またじっくりと中身を見させていただいて、注目させていただきたいかなというふうに思いますので、恐らく横の部署間の連携というのも述べられていると思いますので、教育委員会だけではなく、しっかりほかのほうと協力しながら進めていただきたいと思います。

今の県のプランもそうなんですけれども、先ほどの市長の話の中にもありましたネウボラですか、私も若干ちょっと調べてはいたんですけども、受けとめ方を間違えたら、結局、指針・方向性を言われただけで、ばらばらのまま前に進んでいくという危険性もはらんでいるかなというふうな感想を持っています。フィンランドでしたっけ、ネウボラの起源はフィンランドの北欧のほうであるというふうに一応調べましたけども、あちらのやり方をみても当事者とサービス担当者の信頼関係が基本にあるというふうには受けとめています。本市では、保健師さんなどが場面場面で非常に高い能力を発揮しておられる。

現在の日本のように、子供の成長によって数年おきに担当というのが変わっていつていくんですよね。保育士さんがいつまでも子供一人にかかわっておれるというわけではない。

また、医療・保育・教育など分野ごとについても担当部署が変わっている。先ほどの専門性を高め、横の連携というところにつながると思うんですけども、これをどのように変革させて、当事者と行政の信頼関係を構築させていくのか。課題は多くあるなというふうに思います。ネウボラにしても、県の推進プランにしても、そのあたりは実際に運営する市の姿勢、また現場の皆さん方の取り組みに大きくかかわっているかなというふうに思います。

ネウボラについて言いましたら、ワンストップのサービスとして、参考にするにしましても、そもそもフィンランドと日本の風土・伝統・文化、あと社会。こういった違いをどうやって埋めていくのか、それが鍵になってくると思いますし、厚生労働省のほうも注目はしているようですね、全国各地の先進地を国が先進事例として紹介しているページも見つけました。国が日本にあったものを今から策定していくにしましても、大都市と地方の実情の違い、これをどれだけ意識してくださるか。多くの国が出す施策で見られるような、全国一律の施策。こういうふうには提案された場合に、果たして大竹にもマッチするのか。このあたりは心配しているところでございます。今後、先ほどの話は、平成32年ですか、平成32年ごろまでに厚生労働省がなにか表現してくるだろうということですが、今の時点から期待もしつつ、大竹なりのカスタマイズの必要性、これを考えておいていただきたいというふうに願います。ぜひ、よろしく願います。

子育て・教育の考え方の中で一つだけ確認をしておきたいんですけども、今回の質問を組み立てる中で、いろいろな資料を参考にさせていただきました。教育要覧、私が今手元といますか自宅の書棚に持っているのが、平成13年度のもの。で、新しいのが平成28年度のものなんですけれども、その間教育行財政の一枚目にある「大竹市教育行政施策要綱」。これは学校教育・生涯学習にまたがる要綱だというふうに思いますが、これが15年間変わっているのが、タイトルの文字の変形と改行だけなんですよね。中身が一字一句変わっていない。へんに突っこむつもりはありませんので、気づきだけ述べさせていただきます。少なくとも私が持っている15年間の違いだけでも学習指導要領、約10年ごと。市の総合計画、約10年ごと。これよりも長くある要綱であると、これはもしかして私が今回質問させていただいたように、大竹市の教育、「育ち、育ての40年、50年にわたる普遍性」。これをあらわせていただいているのかなというふうに実に好意的に捉えたのですけれども、そういうふうには捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 教育要覧の施策要綱につきまして、御指摘ありがとうございます。この施策要綱につきましては、まちづくりとの関連、またどのような市民を望むかということで基本的な方向性は余り変化ないということで、同一内容にしております。

委員御指摘のように学習指導要領も変わり、また去年は総合教育会議を本市でも開いていますし、また大竹市教育施策大綱を策定していることからそういった内容をしっかり踏まえて、さらなる教育の質的向上を目指して、中身あたりも検討してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。時には棚卸しして字句の整理なども必要かなと思われまますのでよろしく願いいたします。

まとめのほうちょっと入らせていただきたいのですけれども、考え方として聞いていただければと。「大竹を愛するひとづくり」、実にすばらしい目標であるし、計画の一つであるなというふうに思います。ただ、この成果について考えたとき、私自身は今の子供たちの子供の世代、私たちにとっては孫世代にあたると思います。それが20歳ごろになっ

たときの人格、また社会、それでやっとはかられるものではないかなというふうに考えております。例えば、今10歳の子供、その子が大体40歳、50歳になったら子供が生まれ、成人に近づいている年かなというふうに思います。子供たちが親になったときに、次の自分の子供に対して「大竹を愛するひとづくり」の教育的見地を持ち合わせた子育てができているかどうか。これが、「大竹を愛するひとづくり」の成果があらわれるときではないかというふうに思います。四、五十年先ですね。くしくも市長さんが予算の説明の中で、30年50年先を見こしたものを今やっていると、予算を組んでいるというお言葉を言われました。まさにそういったことかなというふうに思います。一昨日のニュースですけれども、茨城新聞のほうで県内で6カ月以上自宅からほとんど出ないひきこもり状態の人は40代が約3割を占め、年代別で最も多かったことが5日までに県が本年度初めて実施したひきこもり実態調査でわかった。また、別のメディアでは岩手県洋野町、こちらが社会的ひきこもり状態にある人の過半数を40歳以上が占めるといった訪問調査の結果を3月11日に学会で発表すると。こういったネガティブな雰囲気ニュースが取り扱われました。

ふと思います、これは30年以上前の家庭教育、学校教育、子育て支援、子供とのかかわり方、そういったものが形になったものかなと漠然とはありますが感じております。それぞれの現場が使命感を持って臨んでおられるのは伝わっております。子供たちの成長結果は責任は担当部署だけがというわけではなく、行政ばかりが何かと、そういうわけでもなく、この時代に生きる全ての大人によるものだと考えております。数十年後に、「あの時代、もっと知恵を出して頑張ってくれていたら」と、そう言われないうちにも子供の健全な成長を夢見ながら、まずは私たち行政、また議会みずからが当事者として気づきやすい立場におるものが引き続き力を合わせて、未来の大竹のために頑張っていけたらいいなというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。引き続き、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、7名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

それに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において3番、賀屋幸治議員、5番、西村一啓議員、8番、網谷芳孝議員、11番、日域究議員、12番、細川雅子議員、16番、山本孝三議員、そして私1番、児玉を含む7名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、予算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第21〔一括上程〕

- 議案第12号 大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 議案第14号 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について
- 議案第16号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第18号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 指定金融機関の指定更新について
- 議案第28号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について
- 議案第31号 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第12号大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてから、日程第21、議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る9件を一括議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 山崎年一議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成29年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                                          | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|----------------------------------------------|-------|----------|
| 議案第12号 | 大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について                 | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第14号 | 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第15号 | 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について                    | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第16号 | 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について              | 原案可決  | 29. 3. 2 |

|        |                               |      |          |
|--------|-------------------------------|------|----------|
| 議案第18号 | 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 29. 3. 2 |
| 議案第19号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について       | 原案可決 | 29. 3. 2 |
| 議案第25号 | 指定金融機関の指定更新について               | 原案可決 | 29. 3. 2 |
| 議案第28号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について         | 原案可決 | 29. 3. 2 |
| 議案第31号 | 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）        | 原案可決 | 29. 3. 2 |

平成29年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 山崎 年一

〔総務文教委員長 山崎年一議員 登壇〕

○総務文教委員長（山崎年一） 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案10件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議案26号を除く9件の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第12号大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「なぜ法律を変えなければいけなかったのか、法律を変える目的について伺う」との質疑に対し、「農地を効率よく集約、集積して、耕作放棄地の発生を防止するためである」との答弁がございました。

次に、「農地利用適正化推進委員にはどのような方になるのか伺う」との質疑に対し、「全国的に休耕する農地がふえてくるような状況の中で、耕作を放棄する土地がないようにするため、現場で農業をしている方から相談を受けながら、農地の維持についてどういう形で活動し、守っていくのがいいのかを考えられる方である」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「公費負担の限度額を引き上げる理由について伺う」との質疑に対し、「消費税が5%から8%に上がったことを踏まえ、平成28年4月に国の単価が改定されたためである」との答弁がございました。

次に、「条例改正に当たって、単価について国から通達が来るのか、大竹市としての考え方が入るのか伺う」との質疑に対し、「単価は市の考え方で決めることができる」との答弁がございました。

ほかにも答弁がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「市に返却され保管されている個人番号通知カードは、平成28年8月末時点で168件あったとのことだが、これらの返却されたカードは廃棄せずに保管する予定なのか伺う」との質疑に対し、「市で保管している通知カードは連絡があればその都度取りに来ていただいている。国からも当面保管するように言われており、今のところ廃棄の予定はない」との答弁がございました。

次に、「ナンバーカードの発行状況について伺う」との質疑に対し、「平成28年12月31日現在、3,029件の申請があり、2,544枚交付している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、質疑・討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、質疑・討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「実際に育児休業を活用している方からの評判、使い勝手について伺う」との質疑に対し、「部分休業については有効に活用していただいているが、繁忙期には取り消して勤務をしていることもある。職員への配慮をお願いしているが、時期によっては厳しいという実態がある」との答弁がございました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では、「県外の金融機関を指定しているが、金融機関の指定基準があるのか伺う」との質疑に対し、「市内にある金融機関、市外にある金融機関、そういったことでの制限はない。また四国銀行は指定された昭和39年当時から市内に支店を有していた金融機関である」との答弁がございました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「山間地域において耕作放棄地も出てきており、農業者が減ってくる中で、指定管理に当たって販売促進等が絡むような条件はついているのか伺う」との質疑に対し、「管理・運営ということで販売促進等は具体的には約束していないが、管理者も売り上げ

を伸ばさなければいけない中で、近隣の農家との連携等を行っている」との答弁がございました。

次に、「毎年契約を更新しているが、指定期間を3年程度に延ばすことはできないのか伺う」との質疑に対し、「人件費等上がる中で、先方からの希望もあり単年契約としている」との答弁がございました。

他にも答弁はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、「（仮称）地域福祉会館整備の進捗状況について伺う」との質疑に対し、「現在、実施設計を行っている段階で、建築確認申請業務を含め、業務は6月末ごろまでかかる見込みとなっている。工事の着工時期は9月ごろを予定している」との答弁がございました。

次に、「養殖漁業技術開発支援について、事業が最終年度となる。また、今後、販路拡大が課題となると思うが、現状について伺う」との質疑に対し、「市内、県外、内外でPRを重ねる中、かなりの範囲であたはハマチto（と）レモンというブランドが確立してきたのではないかと考えている。昨年の12月からはハマ金と称して、金曜日に市内の飲食店、魚屋さんでハマチを取り扱っていただく日を決め、販売している。また、毎月第3土曜日に開かれる大竹水産GOGO市において、販売や試食を実施している。その他、広島市内や山口県の飲食店、複数のJAとも取引をいただいている」との答弁がございました。

次に、「介護施設等整備費が減額となっている理由について伺う」との質疑に対し、「第6期介護保険事業計画において、平成27年度から平成29年度の間、認知症グループホーム1カ所と小規模多機能型居宅介護1カ所を整備するに当たって補助金を準備していたが、認知症グループホームについては事業者から施設整備の補助金を辞退すると申し入れがあったため、執行が必要なくなり減額となっている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案9件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております本9件を一括採決いたします。  
本9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。  
本9件は、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、本9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第22、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、山崎議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

総務文教副委員長、網谷芳孝議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成29年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|------------------------------|-------|----------|
| 議案第26号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決 | 29. 3. 2 |

平成29年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教副委員長 網谷 芳孝

〔総務文教副委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教副委員長（網谷芳孝） 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に付託いただきました議案10件のうち、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、山崎委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では、「年末年始、定休日以外の日には休憩所が閉まっていたことがあったと聞いたのだが、そのような連絡があったか伺う」との質疑に対し、「連絡をいただいたことはなく、定休日以外は開いていると認識している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第26号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第23～日程第35〔一括上程〕

議案第13号 大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第17号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第22号 大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について

議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第24号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

議案第32号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第23、議案第13号大竹市犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第35、議案第34号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてに至る13件を一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成29年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                                                                       | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 議案第13号 | 大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について                                                      | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第17号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第20号 | 大竹市税条例等の一部改正について                                                          | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第21号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                                                         | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第22号 | 大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について                                                     | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第23号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                                      | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第24号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について                                             | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第27号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                                                 | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第29号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について                                              | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第30号 | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について                                                   | 原案可決  | 29. 3. 2 |
| 議案第32号 | 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                                              | 原案可決  | 29. 3. 2 |

|        |                                |      |          |
|--------|--------------------------------|------|----------|
| 議案第33号 | 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 | 29. 3. 2 |
| 議案第34号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について           | 原案可決 | 29. 3. 2 |

平成29年3月3日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、去る3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案13件につきましては、3月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第13号大竹市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございますが、本件では、「大竹市はどのような体制で相談受付、対応を行うのか。また、市内には民間の支援団体があるのか」との質疑に対し、「まずは自治振興課で受付し、内容に応じて民生委員や関係機関等と連携して対応を行う。また、市内に民間の支援団体はないが、県内に広島被害者支援センターがあり、ここでは弁護士への相談や病院への付き添いなど、専門的な相談支援が受けられる」との答弁がございました。

次に、「県内における制定状況はどうであるか。また、どのような経緯、考え方のもと制定をすることになったのかを伺う」との質疑に対し、「県内では、呉市、府中市に次いで3番目の制定となる。また、第五次大竹市総合計画基本構想に掲げるよいまち、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向けて取り組む中、より市民の方が安心して暮らせるまちとなるよう制定を行うものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹市における対象者がどのぐらいの人数となるか把握しているか」との質疑に対し、「現在、8人の外国人の方が生活保護を受給しており、本条例の改正に伴い、新たに個人番号の利用等の対象となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市松ケ原こども館条例の一部改正についてでございますが、本件では、「開館日が週3日から週5日にふえたことにより、事業の内容が変わっているのか」との質疑に対し、「事業内容自体は変わっていないが、イベントの回数はふえている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「現在の指定管理者は地元の自治会であるが、運営を行っているNPO法人を指定管理者とすることはできないのか」との質疑に対し、「休館日のことや、施設管理等のことがある。また、地域の見守りの中で子供を育てていただきたいということから、地元の自治会にお願いをしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「この改正によって新たに軽減の対象となる人数はどれくらいであると見込んでいるか」との質疑に対し、「今年度の保険料算定における収入額をベースとして推計した場合、医療分及び後期高齢者支援金分では5割軽減が21名増加、2割軽減が20名増加となり、介護分では5割軽減が8名増加、2割軽減が3名増加となる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「歳出において、特定健康診査等の事業が減額補正となっているが、利用促進の対策をどのように考えているのか」との質疑に対し、「ホームページ等を活用したり、保健師が個別に訪問を行うなどして利用の勧奨をしている。また、来年度からは、県が実施する広島ヘルスケアポイント制度に本市も参加することを考えている」との答弁がございました。

次に、「中学校等で、がん検診等について啓発する授業などの機会が必要であると考えるが、取り組みについて伺う」との質疑に対し、「中学校におけるがん教育としては、保健の授業を中心に組み込んでおり、関連団体から講師を招いて行うこともある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「港湾利用が伸びたことによる県納付金の増額に伴う補正であると思うが、利用者からの要望などはどのように把握しているか」との質疑に対し、「整備された当初に比べて、利用形態が変わってきていることもあり、多様な要望が出ているが、短期的な対応が難しいものが多い。そのような状況を受け、昨年度から、利用者、県、市による意見交換会を行っている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 平成29年請願第1号 市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願

○議長（児玉朋也） 日程第36、平成29年請願第1号市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

第1回定例会において本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|----------------|---------------------------------|-------|----------|
| 平成29年
請願第1号 | 市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願 | 不採択 | 29. 3. 2 |

平成29年3月3日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、去る3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、3月3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成29年請願第1号市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止をを求める請願でございます。

本件は、宮本邦生氏から提出された請願で、その趣旨は、連帯保証人を求めることは市営住宅入居者にとって大きな負担となっていると同時に、家賃回収に役立ってはいない。また、この制度は公営住宅法の趣旨に反している。ついては、当該条例を改正し、保証人を不要とすることを請願するというものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「公営住宅関係法において、保証人の取り扱いについて特定の規定はなく、取り扱いは各自治体に委ねられている。また、入居手続についても事業主体である各自治体の条例で定められている。本市の公営住宅設置及び管理条例の制定において、参考とした国の通達には、入居に際し提出する書類に保証人の署名が必要と示されてはいるが、保証人の確保を要件としなくても差し支えなく、これを連帯保証人とすることも差し支えないとされている。これらを踏まえた上、本市においては入居の手続に際し、連帯保証人の指定を求めている。理由としては、

入居者が家賃を滞納等した場合に、入居者と連帯して債務を保証してもらうほか、入居者に万一のことがあって親族と連絡が取れない場合や緊急時などにおいて、対応の協力を得る場合があるためである。また、連帯保証人に迷惑をかけたくないという入居者の道義心が働くことで、家賃の支払いを促す効果を期待している。滞納者には、日ごろから訪問面談による納付指導や、電話による督促のほか、場合によっては連帯保証人から納付を促してもらうなどの措置もしている。このことが滞納の縮減につながっていると考えており、現年分は99.7%という高い収納率となっている。そして、現時点では、県内の全ての市が連帯保証人の確保を入居要件にしていることから、その必要性が認識されているものと考えている。本市においても、連帯保証人の役割は重要であると認識しており、不要とすることは考えていない。今後の保証人の取り扱いについては、法改正や国からの通達、県や他市の動向を見ながら、住宅管理上の課題等も考慮しつつ、必要に応じて検討をしていきたいと考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「連帯保証人は実際に収納率の向上に役立っているのか伺う」との質疑に対し、「滞納者に対しては訪問面談や電話による督促を行い、それでも支払いがされない場合には、連帯保証人に通知したり、支払いを促してもらう場合がある。その結果、現在の高い収納率となっていることから、有用であると考えている」との答弁がございました。

次に、「入居に際して連帯保証人を確保できず、入居を断念しているケースがあるのか」との質疑に対し、「入居決定者で連帯保証人を確保できず、入居を断念したケースは今年度1件あった。直近では、平成26年度に1件あり、1年に1件あるかないかぐらいと認識している。なお、連帯保証人を確保できないという理由で入居の申し込み自体を断念したケースは市では把握できていない」との答弁がございました。

次に、「連帯保証人はどのような責任を負うことになっているのか」との質疑に対し、「連帯保証人の責務としては、入居者の市営住宅使用料等の滞納金及びそれらの施設において発生した損害を賠償していただくこととしている。また、入居者が退去の際に、手続を怠ったことなどにより整備のために費用が発生し、入居者からの支払いがない場合は連帯保証人に請求することになる」との答弁がございました。

討論に入り、採択の立場で1名の委員から、不採択の立場で2名の委員から討論がございました。

採択の立場では、「公営住宅に限らず、連帯保証人制度自体にその必要性の議論が始まっている。全国に先駆けて、大竹市が廃止したらどうか」という内容のものでした。

不採択の立場では、「連帯保証人の存在は、入居者においては、その人に迷惑をかけられないという気持ちが働くため、滞納の大きな抑止力になっている。仮に、廃止した場合は、より厳しい運用が必要となり、入居者の負担がふえてしまうものと考えられる」という内容のもと、「連帯保証人の廃止は難しいと思うが、今回の審査を経て、出てきた現行の制度における所得要件や人数などの課題を精査して、よりよい制度となるよう検討してほしい」という内容のものでした。

討論を終結し、起立採決をした結果、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより本件を起立により採決いたします。
ここで、念のために御説明いたします。
委員長の報告は不採択ですが、ここでは採択するべきかどうかを諮ることになります。
採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず、請願第1号を採択するべきとする議員の起立をお願いいたします。
それでは、本件を起立により採決いたします。
本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立少数と認めます。
よって、本件は不採択と決しました。
お諮りいたします。
議事の都合により3月10日から3月23日までの14日間、休会といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、3月10日から3月23日までの14日間、休会することに決定いたしました。
お諮りいたします。
議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
この際、御通知いたします。
本日、本会議終了後、直ちに第1委員会室におきまして予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

関係者はお含みの上、御参集ください。

3月24日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時14分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月9日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 北 地 範 久